

## 瀬戸市中心市街地商店街空き店舗対策事業費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、予算の範囲内において中心市街地へ新たに出店する者に対して必要な資金を補助することにより、中心市街地の商店街への出店を促し、中心市街地の活性化を図ることを目的とする。

### (用語の意義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次に定めるところによる。

- (1) 中心市街地 瀬戸市中心市街地商業等活性化基本計画（平成11年3月15日策定）で定められた区域をいう。
- (2) 空き店舗 当該商店街において未入店状態が3か月以上継続している店舗
- (3) 家賃 単に家賃のみをいい、消費税、共益費、管理費、駐車場代、敷金、礼金、保証金等は含まない。

### (補助対象要件)

第3条 この要綱に基づく補助の対象となる者は、瀬戸市商店街連合会に加盟する中心市街地の商店街において、新たに店舗又は事業所用として開業しようとする者で、小売業、飲食業又はサービス業のうち専ら一般の消費者を顧客とする事業又は集客効果のある事業を開始する者のうち、次に掲げる要件を備えるものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する業種でないこと。
- (2) 当該の空き店舗の売買契約又は12か月以上の期間の賃貸借契約を締結したものであること。
- (3) 中心市街地の活性化に寄与すること。
- (4) 継続して事業を実施すること。

### (補助対象者)

第4条 補助の対象となる者・団体は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 商業を営む個人及び法人
- (2) 商店街振興組合
- (3) 第三セクター（まちづくり株式会社）

2 前項の補助対象者で、市税の滞納がある場合（法人の場合は代表者を含む。）は、補助金の交付は行わないものとする。

3 前二項の補助対象者は、次の各号に該当しているものとする。

- (1) 暴力団（瀬戸市暴力団排除条例（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないもの
- (2) 暴力団員（平成23年瀬戸市条例第12号）第2条第2号に規定する暴力団員をいう。以下同

じ。)が役員となっていないもの

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有しないもの

#### **(事業名および補助対象経費等)**

第5条 この要綱に基づく補助の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)、補助対象経費、補助要件、補助率、補助限度額及び補助期間等は、別表に定めるとおりとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

#### **(補助金の交付申請)**

第6条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)により市長に申請しなければならない。

2 前項の規定による補助金交付申請の提出期限は、家賃補助事業については、賃貸借契約を締結した日、又は年度開始日から起算して30日を経過した日とし、店舗改修費補助事業については、施行開始の10日前までとする。

#### **(補助金の交付決定)**

第7条 市長は、前条第1項の補助金交付申請書が提出されたときは、その内容を精査し、補助金の交付の可否を決定するものとする。

2 前項の決定においては、必要に応じて次に掲げる者の意見を聞くこととする。

- (1) 瀬戸商工会議所専務理事
- (2) 瀬戸まちづくり株式会社専務取締役
- (3) 銀座通り商店街振興組合代表理事
- (4) 末広町商店街振興組合理事長
- (5) 中央通商店街振興組合理事長

3 市長は必要があると認めるときは、補助金の交付に関し条件を付することができる。

4 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、補助金交付決定書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

#### **(事業の変更等)**

第8条 前条第3項の規定により決定の通知を受けた者(以下「事業者」という。)が、補助対象事業を変更又は廃止するときは、変更等承認申請書(様式第3号)を市長に提出し、その承認(様式第4号)を受けなければならない。

2 事業者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又はその遂行が困難になったときは、すみやかに市長に報告し、その指示を受けなければならない。

#### **(実績報告)**

第9条 事業者は補助事業が完了したときは、実績報告書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

2 実績報告書の提出期限は次のとおりとする。

(1) 家賃補助事業 賃貸借契約を締結した日、又は年度開始日から6か月及び12か月を経過した日以後30日以内

(2) 店舗改修費補助事業 補助事業を完了した日以後30日以内

3 前項の規定にかかわらず、賃貸借契約の期間中に第3条の要件を欠いた場合又は営業を終了した場合は、第3条の要件を欠いた日又は営業を終了した日以後30日以内に報告書を市長に提出しなければならない。

#### **(補助金交付額の確定)**

第10条 市長は、前条の実績報告書の提出がされたときは、すみやかにその内容を精査し、補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、補助金の交付額を確定し、補助金交付額確定通知書(様式第6号)により、事業者に通知するものとする。

#### **(補助金の交付)**

第11条 市長は、補助金交付額の確定通知を受けた事業者の補助金請求書(様式7号)による請求に基づき、補助金を交付するものとする。

#### **(交付決定の取消し等)**

第12条 市長は、事業者が次の各号のいずれかに該当したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき。

(2) 不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(3) 第3条及び第4条の要件を欠いたとき。

(4) 正当な理由が無く、連続して30日以上休業したとき。

#### **(補助金の経理等)**

第13条 事業者は、補助金の収支等に関する帳簿類を備え、これらの帳簿類を補助事業が完了した日の属する会計年度の末日から起算して5年間保存しなければならない。

#### **(補則)**

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成14年7月15日から施行する。

この要綱は、平成23年10月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

別表（第5条関係）

事業名	補助対象経費	補助要件	補助率	補助限度額	補助期間等
家賃補助事業	空き店舗にテナントとして出店する場合の近傍の取引事例に応じた賃借料（消費税は除く）	同一賃貸借契約月数が引き続き12か月以上であること。	1か月あたりの家賃の1/2以内 ただし、賃貸借契約の開始又は終了において賃貸借契約日数が1か月に満たない場合は、実際に支払った家賃により計算する。	1か月あたり 5万円以内	1申請者につき1回限りで12か月以内 ※6か月ごとの実績払いが可能
店舗改修費補助事業	中心市街地への新たな出店に必要最小限度の標準店舗改修費（消費税は除く） （床、天井・壁、照明、外装工事、給排水設備工事、空調設備工事、電気設備工事、解体工事）	地上道路に面する1階の空き店舗を借り上げて行う事業であること（工事代金を家主が支払う場合を除く。）	経費の1/3以内	1申請 100万円以内	1申請者につき1回限り